

事業所割引規程

日本放送協会放送受信規約（以下、「規約」といいます。）第5条の5に定める事業所契約に関する特例（事業所割引）の手続き等については、この規程によるものとします。

1 適用の要件

事業所等住居以外の場所に設置する受信機(*1)の放送受信契約について、その放送受信契約者が事業所割引の適用を受けようとする場合、次の(1)から(3)の適用要件をすべて満たすとき、事業所割引を適用します。

- (1) 1の放送受信契約者が同一敷地内(*2)に設置した受信機すべてについて、契約種別に応じた必要な放送受信契約を締結し、放送受信料をお支払いいただくこと。
 - (2) (1)の放送受信契約の契約件数が、日本放送協会放送受信料免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であること。
 - (3) (1)の放送受信料は、支払期間が全て同じであり、一括して支払われること。
- (*1) 居住者以外の法人が受信機を所有またはリース契約しており、その法人が受信機の設置者として放送受信契約者となる場合は、住居に設置した受信機であっても、事業所割引を適用できるものとします。
- (*2) 敷地とは「一つの建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」のことをいい、「一団の土地」とは、「河川、道路、囲障等によって隔てられずに連続した土地」をいいます。ただし、隣接している敷地で、一つの住居表示・地番で住所を代表できる場合には、同一敷地として取り扱うことができるものとします。

2 割引の申込

事業所割引の適用を希望する放送受信契約者は、事業所割引申込書（以下、「申込書」といいます。）に、次の事項を記入し、公印または職印を押印の上、NHKに提出していただきます。

- (1) 放送受信契約者の名称・住所・電話番号、申込年月日、担当者の氏名・所属・電話番号、お客様番号
- (2) 放送受信契約件数、受信機設置の場所ごとの内訳（地上契約・衛星契約・特別契約の別に記入していただきます。）
- (3) 放送受信料の精算が生じる場合の精算方法

3 適用要件の確認

- (1) 申込書の記載内容について、確認が必要とNHKが判断する場合には、文書または受信機設置場所の見取り図の提出を求めます。
- (2) 文書または受信機設置場所の見取り図により申込書の記載内容が確認できない場合や、その提出がない場合、事業所割引を適用しないことがあります。

4 適用の開始

NHKは、提出された申込書に記載された内容について、すべての適用要件を満たすことを確認した上で申込書を受理します。事業所割引の適用は、申込書を受理した月から開始するものとします。

5 適用後の放送受信料額

事業所割引の適用を受けている放送受信契約者が支払う放送受信料は、1件を除外した残りの放送受信契約件数分について、規約第5条で定める放送受信料額から、その半額を減じた額(*3)(*4)とします。除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用するものとし、規約第5条で定める放送受信料額をお支払いいただきます。

(*3) 事業所割引適用後の放送受信料額

種別	月額	期額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	550円	1,100円	3,154円	6,138円
衛星契約	975円	1,950円	5,593円	10,882円
特別契約	430円	860円	2,467円	4,799円

(*4) 沖縄県における事業所割引適用後の放送受信料額

種別	月額	期額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	482円	965円	2,769円	5,389円
衛星契約	907円	1,815円	5,208円	10,133円

6 適用後の精算

- (1) 事業所割引の適用により放送受信料の過払額が発生する場合、次回以降の放送受信料のお支払いに充当するか、または放送受信契約者の利用口座へ返金することにより精算します。
- (2) 放送受信料を6か月前払額または12か月前払額でお支払い済みの期間に事業所割引を適用する場合の過払額の計算は以下によるものとし、円未満の端数が生じた場合は、端数を繰り上げた額とします。
 - ① 割引の適用対象となる支払い済み月数（以下本6において「割引対象支払い済み月数」といいます。）が6か月未満の場合、割引対象の放送受信契約1件につき、規約第5条に定める放送受信料の月額を2で除して、これに割引対象支払

い済み月数を乗じた額

- ② 割引対象支払い済み月数が6か月以上11か月以下の場合、割引対象の放送受信契約1件につき、規約第5条に定める6か月前払額を2で除した額と、規約第5条に定める放送受信料の月額を2で除したものに割引対象支払い済み月数から6を減じた数を乗じた額の合計額
- ③ 割引対象支払い済み月数が12か月の場合、割引対象の放送受信契約1件につき、規約第5条に定める12か月前払額を2で除した額

7 特例の併用

事業所割引は、団体一括支払に関する特例（規約第5条の3）、同一生計支払に関する特例（規約第5条の4）のいずれとも重ねて適用しません。多数契約一括支払に関する特例（規約第5条の2）とは重ねて適用します。

8 適用の解除

- (1) 適用要件に該当しなくなった場合は、事業所割引の適用を受けている放送受信契約者は、速やかにNHKへ届け出るものとします。その届け出のあった月の属する期の翌期以降は割引の適用を解除します。
- (2) 事業所割引の適用を受けている放送受信契約者から、連続6期間放送受信料のお支払いがない場合、そのお支払いのない最初の月の属する期に遡り、適用を解除します。
- (3) 申込書の記載内容に虚偽があることまたは変更が生じたと認められる場合、申込書の提出時または申込書の記載内容に変更が生じたと認められる月に遡り、適用を解除します。
- (4) 事業所割引の適用解除により放送受信料の追徴が必要な場合、適用が解除となる月の分より追徴します。事業所割引適用後の放送受信料を6か月前払額または12か月前払額でお支払い済みの期間に事業所割引を適用解除する場合の、追徴対象月数に対する追徴額の計算は、前6(2)の割引対象支払い済み月数に対する過払額の計算に準ずるものとします。

9 適用解除後の再適用

事業所割引の適用解除後、同一の放送受信契約者が、再度、適用を希望するときは、改めて申込書を提出していただきます。

付 則

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた措置として、本規程4にかかわらず、2020年1月から2023年9月までの間に受信機を設置して2023年11月末日までに放送受信契約を締結し、申込書が受理された場合は、事業所割引の適用は受信料の支払開始月（受信機の設定月の翌月）から開始するも

のとします。また、2020年2月から2023年9月までの22期間については、この期間の各月分の放送受信料のお支払いがない場合であっても、本規程8（2）に定める「連続6期間放送受信料のお支払いがない場合」の期間には通算しません。